

ストックオプション専用口座約款 新旧対照表

(下線部分改正)

現行	改正
<p>(口座の開設)</p> <p>第3条 (略)</p> <p>2. 申込者が「ストックオプション専用口座申込書」及び当社が必要と認めるすべての書類に必要事項を記載し、署名捺印のうえ、当該申込書及び書類を当社が指定する取扱店にお届出いただく<u>もの</u>とします。これを当社が受理することにより本口座の申込みが行われるものとします。</p> <p>3. ～5. (略)</p> <p>(免責事項)</p> <p>第9条 (略) 新設</p> <p>(約款の変更)</p> <p>第12条 当社は、法令の変更、日本証券業協会、金融商品取引所の諸規則及びガイドライン等の変更並びに監督官庁の指示その他の事由により当社が必要と認めた場合には、<u>当社は各申込者に通知することなく約款を変更することができます。ただし、当社は、その内容の重要性によっては、各申込者にかかる変更内容を通知し、又は公表するものとします。</u></p> <p>附則 この約款は、<u>平成30年6月18日</u>より適用されます。</p> <p style="text-align: right;">以上</p>	<p>(口座の開設)</p> <p>第3条 (現行どおり)</p> <p>2. <u>本口座の申込みは、申込者が「ストックオプション専用口座申込書」及び当社が必要と認めるすべての書類に必要事項を記載し、署名捺印のうえ、当該申込書及び書類を当社が指定する取扱店にお届出いただく方法、又は当社が別途定める方法によるものとし、これを当社が受理することにより本口座の申込みが行われるものとします。</u></p> <p>3. ～5. (現行どおり)</p> <p>(免責事項)</p> <p>第9条 (現行どおり)</p> <p>2. <u>前項にかかわらず、当社は、当社の過失(重過失を除きます。)によって申込者に生じた損害については、直接かつ通常の損害についてのみ責任を負うものとします。</u></p> <p>(約款の変更)</p> <p>第12条 この約款は、法令の変更、日本証券業協会、金融商品取引所の諸規則及びガイドライン等の変更並びに監督官庁の指示その他の事由により当社が必要と認めた場合には、<u>民法第548条の4の規定に基づき変更されることがあります。変更を行う旨及び変更後の規定の内容並びにその効力発生時期は、効力発生時期が到来するまでに店頭表示、当社ホームページ等への掲載、又はその他相当の方法により周知します。</u></p> <p>附則 この約款は、<u>2020年4月1日</u>より適用されます。</p> <p style="text-align: right;">以上</p>